

## 書評

一〇四(三三)

前近代対外関係史の到達点である本書を通じ、評者はこのような研究史上の課題を感じた。

第四に、敢えて苦言を呈すると、本書の頁数に比べ、収めた論文が多すぎたのではないか。各論文が短くなってしまって、明らかに意を尽くせていないものもあつた。昨今の厳しい出版状況のなか、仕方ない面もあると思うが、類似の企画の際には配慮してもらいたい点である。だが、逆に言えばそれだけ、本書に収められた個々の論文が面白く、広がりを見たい思いに駆られた、ということでもある。ぜひ多くの方々に、実際に本書を手に取つて、対外史研究の到達点を見て戴きたい。

(吉川弘文館 一九九五・一刊 A5 五一四頁 九九七〇円)

である。本書の構成は以下の通りである。

第一章 問題の基本的視角（第一節 中国近代政治史のとらえ方／第二節 本書の視角／第三節 湖南における政治勢力／第四節 中国政治史（一九〇〇—一九一九））

第二章 五四運動から駆張運動へ（第一節 湖南における五四運動／第二節 駆張運動の展開／第三節 安直対立と湖南）

第三章 第三次譚延闔政権（第一節 譚延闔政権における政治構造／第二節 國家建設の試み／第三節 連省自治の政治的意味／第四節 國家建設の阻害要因）

第四章 趙恒惕政権（第一節 趙恒惕政権の成立／第二節 國家建設の試み／第三節 財政金融問題の深刻化／第四節 南北対立と連省自治運動）

## 第五章 展望

補論 「中國近代軍閥」研究をめぐって（一 中国及び日本／二 アメリカにおける「軍閥」研究の隆盛／三 研究の新たな展開／四 結びにかえて）

## あとがき

第一章では、「近代中国における国家建設が如何に進行したのか」という観角から辛亥革命から北伐開始に至る時期の中国政治の歴史的特色を明らかにするものである」と目的が示され、一九一九年から二一年の湖南省の政治が分析対象として設定される。また時代区分として、一八四〇年から一九四九年に至る中国政治史を、一九〇〇年で二分し、後半を国家建設の過程として把握する。この区分法には、これまで混乱の側面が強調されていた北京政府期を国家建設が着実に進行させていた時代として再評価しようとい

## 『中国における国家建設の試み

——湖南一九一九二一年——

塚本 元著

川島 真

## I. 本書の内容紹介

本書は、著者が一九八六年に東京大学法学部に提出した助手論文を底稿とした既発表の諸論文を一部改訂して収録し、更に既發表の学界動向文を加えて、全体としてまとまりをもたせた論文集

う意が込められている。そして全中国・省・県・共同体という政治を支える多層構造とメカニズムがあり、この多層構造に南北対立と中国分裂が組み合わさり、「多元的地域構成」とも言える特有の政治構造が存在し、この下で実行に移される国家建設は、建設の単位として中華民国を設定するものの、省レヴェルで行われるを得なかつたとする。なお湖南省の環境については（但し分析対象から湘西は外される）、自然的にまとまり農業の地位は比較的高いものの工業面では沿岸部から遅れ、列強の進出も比較的遅れたとし所謂「西洋の衝撃」論を回避する。本書での湖南は、第一に社会経済的な文脈では内陸と沿岸の中間なので一般化が可能であり、第二に南北対立という政治的文脈ではその中間に位置するので政治的に様々な経験をし、また中国全体に大きな影響を与える地域だとされる。政治勢力については、北洋系勢力と地元の湖南支配層との対抗関係を基軸とし、南北の境界に位置するので北洋勢力に対抗する湖南は南方陣営に属するという図式だとする。一方で当時の政治状況を、特に各省政権が「独立度の高い」「実質的に独立した」政権であり、そこに推進される国家建設の担い手は、省エリート（#ブルジョワ／provincial elite, urban reformer）であり、更にこれを世代（形成過程と性格）によつて、「新政」の担い手と「新政」により生み出された者と「革命的知識人」とに三分する。また、省エリートの他に、支配層として湖南軍幹部や専門技術官僚がいるとする。

第二章「五四運動から驅張運動へ」では、まず第一節で湖南の五四運動を検討する。湖南の五四運動は、省エリートによる日貨

ボイコット運動などの反日ナショナリズムとして始まった。張敬堯政権は、これを監視していたものの、統治上の問題で容認せざるを得なかつた。この運動は、街頭演説・ビラの配付・デモなどの新しい形態で展開されたが、中核には学生を中心とする革新的知識人がいた。また五四運動と密接不可分な新文化運動も活発だつたが、これは新教育を受けた革命的知識人登場の、また二〇年代の連省自治運動の前提でもあつた。第二節では、張政権と省エリートの対立を省財産処分問題などを契機とする驅張運動の展開過程の中で描きだす。また、同運動の原点を「地方感情」に求めた際、「地方」は省それ自身を指し「感情」は他省の出身である張を排斥する性向を指す。この運動は、企図した他省の協力を得ることに失敗するが、むしろ「湘人治湘」というコンセンサス形成を促す。第三節では驅張運動の結果を安直対立の枠組みの中で論じる。湖南内部の要因ではなく反安徽派連合形成という中国全体の状況によつて張政権は滅亡するが、ここで著者は湖南政治も全中国レベルの政治の影響を受けざるをえないことを指摘しつつ、同時に譚延闐ら湖南支配層が中国全体の政治情勢にも影響を与えたとする。なお驅張運動の分析を通じて湖南軍の強大な軍事力のもつ意味の大きさにも言及する。

第三章「譚延闐政権」では、権力政治の上では独立的地位を保持した第三次譚政権の政治構造を、五つの集団（省政府高級官僚、長沙総商会、湖南省議会、長沙公團勢力、湖南軍幹部）の協調・対抗関係として把握する。これら支配層は、驅張運動下では一体化して、いたのに、その後目標を失つて分裂したものである。そして、諸

集団の国家建設の例として長沙公團勢力・省政府の主張をとりあげる。更に、この国家建設が湖南を単位としながらも中国全体の建設を目指していたために、連省自治へと収斂していくとする。連省自治運動は、省自治を達成した上で省憲法を制定、更に各省が集まり連邦制による中国を建設するという構想にもとづいており、運動拡大の背景には、南北両政府への不信感、政治的正統性の確保、アメリカ民主主義の影響があるが、政治的意味は南北政府から中立的位置に立ちつつ、全中国レヴァエルの新たな政治的正統性を確保することにあつた。だが、こうした一連の国家建設、連省自治運動も軍事支出による財政難が阻害要因となつて大きな成果を挙げることはできず、譚政権も崩壊するに至る。

第四章「趙恒惕政権」では、一九二〇年末に湘軍内部抗争に勝ち湖南軍総司令に就任した趙の国家建設が述べられる。同政権の支持基盤は譚政権と変わらず、政策も連省自治による国家建設を目指す点で変わらない。趙はまず省憲法制定に取り組み、省内諸集団の支持下で「学者制憲」という手続きをとり、連邦制中国の成立を前提とし湖南を強い自治権をもつ「邦」とすることを模索する。しかし、一九二一年秋に湖北で湖南軍が敗北して軍事的緊張が高まると、長沙公團勢力が憲法の早期発布と省政の民主化要請という独自の運動を展開したために、この運動は分裂し始める。確かに革命的知識人が加わり運動は拡大したが、趙政権は早急な建設を抑える立場にたち、かつては同調していた省内諸集団も全体としては纏まりながらも、立場の違いが顕在化する。またこの時期には労工勢力も革命的知識人によって一政治勢力化していた。

そして、確かに趙政権は譚政権が課題としていた財政問題を強引とも言える方法で一部解決したものの、軍人への未払い給与支払問題を契機として資金提供を要請された長沙総商会（＝省エリート）と明確に対立する結果となり、軍人独裁の性格を強めていく。一方、連省自治を通じた国家建設を目指す趙政権が第二の拠点として期待した湖北への進出も、結局吳佩孚による湖北支配を招くことになり、連省自治運動も大きく躓くことになる。

第五章「展望」では、男女平等の普通選挙による省議会議員の選出、省長民選、憲法の実行という連省自治に伴う動きや、中国全体での連省自治に対する動向が紹介される。しかし、二二年以降の運動も、財政問題と趙政権が抱えていた軍人政権的性格のために実行困難となり、革命的知識人ばかりでなく省エリートの支持も失うこととなつた。このため、省内でも中国全体でも、連省自治による国家建設への支持は急速に低下していき、連省自治の模範省たる湖南は孤立するに至る。最後に、本書の分析を通じて明らかになつたことが述べられる。第一に中国政治全体の構造——多層構造と多元的地域構成——が湖南における省レベルの政治のあり方を規定する重要なファクターであったこと。第二に、分析時期に湖南省政治において最も大きな役割を果たしていたのは省エリートであったこと。第三に、湖南における様々な国家建設を目指す改革の試みの中で、最大のものが連省自治であるということである。

## II. 本書の意義と問題点（一）——湖南「独立」を繞つて

本書の意義は多岐にわたるが、重要なのは以下の二点だろう。

まず第一は、これは八〇年代前半の課題ではあるが、中国近代史全体を捉える枠組みを「国家建設」というかたちで提示したことである。これは、革命史が一つの主流であった七〇年代の潮流に対する反論として有効である。また、こうした議論は二〇世紀を通じた中国政治の課題を「国民国家」への志向だと見なして社会主義革命もこの連續性の中で理解しようとする西村茂雄の議論に通じるところがある。<sup>(1)</sup> 但し、西村が南京国民政府期に重点を置くのに対し、本書では実証の中心が北京政府期に置かれている。中國近代史研究では、近代化論が現在でも基本的分析概念として重視されているが、昨今テイクオフの時期を社会主義建設から南京国民政府に戻し、国民政府の重要性を指摘して「民国史重視」を提唱する傾向がある。この際「引き合い」となるのは北京政府であり、北京政府を負の比較対象とすることで国民政府の近代化政策の「頑張り」を主張する議論がある。しかし、国民政府期には前政権に対する非難を通じて、正統性を高める論陣が張られた。この際、北京政府期の「分裂」「腐敗」「軍閥傀儡」などが強調され、当時の日本の「支那論」にも大きな影響を与えたが、今日の我々が実証なくしてそれを鵜呑みにしてはならないのは当然のことであり、この点で本書が北京政府期の政治史に一つの枠組みを提示した意味は大きい。第二は、省レベルの政治を省エリートという概念を使いながら分析したことにある。日本では、中央政府の政策や状況を分析して「中国政治史」を標榜することがかつてあったが、八〇年代に公刊された新聞史料を駆使して湖南「省」

レヴェルの政治を、ディテールをともなわせながら中国政治史の中に落とす試みがなされたことは実に注目に値する。

本書のこうした議論は、八〇年代前半までのアメリカの「軍閥」研究によって方向づけられている。二〇世紀最初の三〇年間を実質的な「政治的発展 (political development)」の時代と捉える視点は、ショッパが提示し、省レヴェルの政治を分析してその特殊性を論じるよりも、むしろ事例研究と見做して中国の全体像を明らかにしようとする試みはフィンチャー、キューン、ローズ、エシェリックらが提示した。民国政治史をリードしていた八〇年代前半までのアメリカの議論を攝取、採用した日本で最初の「試み」が本書なのである。著者のアメリカの学界に対する造詣の深さは本書の補論に表れている。また省エリートという分析枠組みについては、従来から盛んな明清の郷紳論と繋がり、「帝政後期の中国」の地方政治を論じる上で一つの道標となるだろう。また、ランキンらが提起した、實際には改革（立憲）運動と革命運動が区別困難だという問題にも、革命的知識人をも射程に含める「省エリート」という高位概念を用いてクリアしようとしていることも注目できる。<sup>(2)</sup>

しかし、この研究自体が「試み」である以上、幾つかの問題点を抱えている。特に政治近代化論それ自身が抱えている問題点は重要である。端的に言えば、近代化以外の変化にスポットが当たらないということである。だが、他にも問題がある。それは、特に本書の課題とされている「国家建設」という些か単線的なモデルが、分析対象である当時の省エリートの目標であり史料用語

## 書評

一〇八(三五)

でさえあることである。目標は目標として史料に現れるが、それをそのまま分析枠組みに採用すれば、見えなくなることが多いことは言うまでもない。現在のアジア研究においても、分析対象が既に「近代化論者」になってしまっているのに、分析する側もが「近代化論者」になってしまうことにより、問題が生じている。

この点はアメリカの七〇一八〇年代前半の研究状況に対してP. コーエンが疑問と矛盾を感じた点でもある。<sup>(4)</sup> だが、紙幅の制限もあるので、こうした土俵批判はなるべく避けて著者の採用した枠組みに則して考えてみたい。

本書は、湖南を「省レベルの政治として特殊な例ではなく、かなりの程度一般化が可能」であると捉え、また湖南の「動向は中國政治全体の政治状況に大きな影響を与えていた」として、「中國政治全体の歴史的特色」を明らかにしようとしている。そして、「國家建設」を分析の柱に据え、「全中国レベルの政治及び他地域との相互関係にも特に留意」しようとする。ここには二つの分析視角がある。一つは湖南をサンプルとして全体を見ようとする視角、もう一つは湖南と全国・他省との関連から全体を見ようとする視角である。しかし、本書の叙述の中では両者が弁別されていない。そしてそのために、湖南という「中国」の一構成要素における「国家建設」から普遍化を試みるのか、「中国の国家建設」における湖南の位置づけを明らかにしようとしたのかが曖昧になっている。また湖南からの一般化を筆者は「可能」だとしているが、湖南での事象が特殊ではないという根拠が文中であまり示されていないために、説得力に欠ける面がある。これら一般化によ

もなう問題を湖南の「独立」という点から考えてみたい。

本書の「独立」の使用例を見てみると「権力政治の側面では當時の中国はおおむね省単位の独立政権下へと分裂」「独立的地位にある省単位の政権」「この第一次譚延闊政権は……実質的に独立的地位」「北洋系勢力を排除して……独立度の高い地方政権」「湖南軍は独自の指揮命令を保持」などがある。つまり、中央政府である北京政府や廣東政府から「独立的地位」にあるのであって、軍事・外交の諸権を担う主権国家としての独立を意味していないようである。では、この「独立」は一つの典型的サンプルなのだろうか。確かに、当時の権力政治において「省」が実質的に重要な役割を果たしていたと一般的に言えるだろう。評者は、「省」なるものを「単位として分析することに疑問を感じているが、通説に従えば、重要な位置を占める省という点については湖南も一つのサンプル足り得ると思う。しかし、「独立」はどうか。そもそも「独立」とは何か。この点が大きな問題である。本書の議論がサンプルなのか否か明確でない原因是、用語の確定がなされない為である。すなわち、本書で主張されている中央政府からの「独立」なるものについて、何が「独立」しているのかが明示されていない点が問題なのだ。政治学の著作としては、ここを明らかにすべきである。そして例えば財政権なら、田賦なのか賦課税なのかを明らかにするべきであり、検討すべき課題は多い筈である。また歳入の面について言えば、公債についても検討すべきではないだろうか。また、本書の中には、袁世凱が第二革命を鎮圧した後に北洋系の都督と軍隊が駐留したことを以て「湖南の独

立的地位も失われる」という指摘や、軍事的指揮命令権に関して湖南が「独自の系統」をもつていたとする指摘がある。軍事権の独立を以て省の「独立」を見ることもできるが、本書の短い分析時期の中さえも、この軍事権が北洋系や広東系に属してしまうことがあるので、簡単には議論できない。

外交権に至っては、省内で発生した外交案件を北京政府が処理している程であるから、権力政治の上でも「独立」とは断じがたい。むしろ交渉署が分析対象時期（の一時期）にも北京政府と連携をとりながら機能していた可能性がある。これを省レヴェルでは正統性が保持できないために外交権は中央に委ねていたというと、いう議論で片づけることはできない。ワシントン会議の時などは連省自治運動の「連省」の先にある政府に外交権を委ねるべく、

北京政府の外交権を否定する論陣を張るのだから、検討を要する筈である。<sup>(6)</sup> 加えて財政権や教育権、警察（公安）権等はどうなのが事柄なので、検討を要する筈だろう。また「自治」と「独立」は異なることであるかのような指摘があるが、その相違もより一層明確に記述するべきである。本書で「連省自治」の特徴とされる政治的正統性を既存の中央政府に求めないという点は、「自治」よりも「連省」の方に属する筈であり、国家建設を独自に行うという点は「独立」と変わりない様に思えるからである。

以上のように、湖南「独立」は、そもそも言葉の定義が曖昧であるためにサンプルなのか否か判定困難である。だが、権力政治の面に問題を絞るにしても、確かに「北洋系勢力の直接の支配下

にある諸省においても各省支配層は無視できない政治的影響力を保持し、それ以外の省では権力政治の側面では独立的地位にある省単位の政権を維持していた」という面もあるが、しかし中央政府の法令を、（実行するか否かは別として）受理している「省」の方が一九年から二年の時期には多いのではないか。中央政府による直接統治が及ぶか否かという指標が本書に見られるが、「直接統治が及ぶ」とはどういう状態を指すのか。二三年の曹錕賄選を契機として各省が北京政府から次第に離反した後は、確かに法令を受理しない省は増えるのだが、この時期には湖南の「独立」は一般化できる程の性格を有してはいないだろう。「一般的」であると言うのであれば、先ず「独立」の内容を定義して各省の状況と比較して欲しい。

湖南からの普遍化にかなりの無理があることは以上の通りだが、では中国政治全体の中で湖南の果たした役割という論点についてはどうなのだろうか。湖南の「独立」とか湖南モンロー主義とは言つても、自立的に湖南の歴史が展開したのではないことは本書で指摘されている通りである。一方、譚が中国全体の政治に主体的なアクターとして参加するという指摘や、省外の湖南出身者に対する政治的運動を行つたこともあるという点、及び湖南軍のもつ強力な軍事力が背景となつて張政権が崩壊し、そのことが中国国内政治に大きな影響を与えたという記述は、中国政治全体の中での湖南を論じているようである。だが、これは全国的な国家建設への試みの中での湖南というわけではなく、湖南の国家建設と全体との関わりを示しているのである。とすれば、湖南の全体と

## 書評

一一〇(二五六)

の関わりもまた一般化の材料なのだろうか。確かに、督軍が他省に侵出したり、各地に代表団を派遣したりすることは他省でも見られる傾向だし、「通電」を通じて全国にメッセージを送ることも一般化できる。こうした点で湖南の全国政治への働きかけはシンプルとなり得る。しかし、湖南軍の軍事力の強さによる事象などは一般化困難であろう。本書でなされている詳細な叙述を生かすのなら、一般化可能な部分と個々の事象において湖南だからこそ果たせた役割を区別するべきである。

なお著者は各省の「独立」を理由に中国の「分裂」を唱えるが、権力政治の側面で「省」が重要になつていてからといって、「分裂」と断じるには無理がある。それは、依然外交権に関しては中央政府が一定の役割を果たすことがあつたこと、省外の同省出身者に働きかける等、省外の動向が政治決定の要因たり得たこと、「通電」を通じて情報交換が可能で「通電圈」とも言える様な政治の「場」が存在していたこと、そして本書でも指摘されている様に「臨時約法」が一つの正統性の現れとして支持されていたこと等に因る。著者は「国家建設」という側面では各省それそれで行われている中国近代共通の論題として把握して、民国期にも「近代化」が進行していることを明らかにしているが、北京政府期を「分裂」と捉える点では従来の見解と変わらない部分がある。「統一」か「分裂」かではなく、各省が当時如何なる点で同じ土俵にのつて議論し、如何なる点で他からの干渉を嫌い独自の世界を築こうとしたのか、中央と地方の関係で言えば、如何なる点で中央と地方が互いに連携しあい、如何なる点でそうでなかつたの

かという点が今後の課題となろう。

かといふ点が今後の課題となろう。

**III. 本書の意義と問題点(二)——「國家建設」を繞つて**

次に本書の分析枠組みの核である「國家建設」を取り上げたい。この「國家建設」はステイト・ビルディングであり、国民国家建設を意味するネイション・ビルディングとは異なる。つまり、本書は「國民」という「國家の器の中身」自体について検討するのではなく、むしろ「國民」の生活の場となる社会の近代化を、主に政治発展の面から説明しようとするのである。

近代政治史をステイト・ビルディングやネイション・ビルディングという枠組みで分析する視点は、一九六〇年代に歐米で始められたと考えられるが、その分析対象が歐米からアジアに降りてくるプロセスは現在でも継続中である。<sup>(2)</sup>特に、植民地化の危機下にあつたアジアの国々の一九世紀から二〇世紀前半の歴史を分析する際には、現在も「近代化」を標榜する国の「国史」として説得力をもち、また一方近代化と民主主義を軸とする歐米的な国家を如何に形成するかという視点が欧米の学者にも比較的好意的に受け入れられているようである。昨今アメリカで光緒新政を評価する論稿が増えているのはこの為であろう。こうした議論では、近代化政策で住民が伝統的社會内部に逼塞している状況から解放され、國家建設に向け社會的に動員されて、國民として近代社會の一員となるとされる。無論、その後現実を説明できなくなつた近代化モデルを否定する經濟理論や政治理論が現れ（從屬論や權威主義体制論）、近代化が統合よりも分裂を引き起こしたとするエス

ニシティ論が現れた。現在では「政治統合と分裂という反対のベクトルをもつた現象を統一的にとらえる理論が必要」だと新しい研究課題が提起されている<sup>(8)</sup>。しかし、「中国史」はそもそも「中国」「史」である。「中国」という言葉は（一九世紀末以降は）国家の大枠を示し、ナショナリズムを体現する語として使用されてきている。また今の北京も「ナショナリズム」を標榜し、「近代化（現代化）」政策を推進している。だから、「中国」政治史研究においては、特に「伝統」と「近代」の狭間に位置すると思われがちな清末から民国にかけての時期を、現在の政策の出発点として、或いは近代化を阻害する伝統社会の問題が赤裸々に現れ、西欧モデルとかみ合わない「中国」的特殊性が現れる時期と看做すことが多い。昨今は、対象を「中国」から「地域」に落とすことによつて、「中国近代」という言葉の呪縛から離れようとする意向も見られる。だが、本書で「湖南」という「地域」を対象としたのは、「中国」相対化が目的ではなく、むしろ「中国」の政治統合の基本的単位としての「省」の一例とするためである。この点で、確かに前述の昨今の政治史研究の課題とは食い違う面がある。だが「中国」史研究では、ここ十年で漸く新聞雑誌史料が大量公刊され、また原史料が公開されたばかりであるため、研究蓄積が比較的手薄であり、筆者が革命史を相手どつて「國家建設」を論じたのも理由がある。

さて、本書でとりあげられているような近代化の「試み」を分析枠組みにする場合には、以下の三点を考えるべきだろう。まず第一に「試み」の目標とその方向性、第二はその実行過程、第三

は結果とそこに見られる限界である。こうした「達成の原理」に基づく近代化の枠組みは、分析枠組みとして時には重要である。本書では、「国家建設のビジョンの内容と、国家建設をめざす改革の試みの実態を明らかにしたい」と第一と第二の点に重点を置いて叙述がなされている。一般に近代化の限界から歴史を繙く研究が多い中で、本書はむしろ「目標」と「実行」そのものに分析の重点を置いている。以下、近代化論それ自体のもつ論理的問題点は割愛して、本書の記述に則して考えてみたい。

本書の「国家建設」については、内容が多岐にわたる上、一九一九一二一年という短い期間でも、その内容が時間を追つて変化している様なので、整理するのは難しいが、試みに行ってみる。

まず「国家建設」は、欧米諸国をモデルとする近代的国家を形成することであり、光緒新政期に開始され、ある意味では現在も継続している。また基本的枠組みは「中華民国臨時約法」に表れており、誤解を恐れなければ「近代化」「中国革命」という概念で把握することも可能である。目的は、植民地化防止と中国の独立維持に置かれ、「中国の統一」とも置き換えられる。そして本書の分析時期の「国家建設」の担い手は主に省エリートであり、技術官僚も必要不可欠な存在であった。だが当時のエリート全体にとって「国民的課題」として意識されているものの、軍事支出にともなう財政難が原因で失敗する。省レヴェルでの建設の具体的な内容は、時期によるが、教育の改革と充実、司法の改革、アヘンの取り締まり、実業振興、道路建設、長沙市の改良事業などの省内事業と、国民大会開催提唱や連省自治運動などの他省との連

携、統一事業に分類される。なお、省内の建設は無論中国全体の国家建設の一部として実行されるとの指摘があるが、一方で一般的な国家建設が集権と国権を重視するのに対し、連省自治が分権と民主主義を重視するという記述もある。<sup>(9)</sup>

さて、本書の国家建設に関しては以下の四点の疑問がある。まず第一に「中国の統一」についてである。本書では「国家建設、すなわち中国の統一」という表現が随所に見られるが「統一」とは何か。当時の中華民国国内には実効的統治力をもつ政権が多数存在しており、いわゆる中央政府の法令の及ぶ範囲にも限界があったので、内外から権力を一元化するという意味での「統一」が呼ばれていたのは当然である。だが、その「統一」の具体的イメージと方法については当時多数の議論があつた筈である。「国民會議開催」「連省」「統一」など。本書では、当時の事情に即した「自治」の具体的ビジョンが提示されているものの、「統一」の方は手薄であろう。当時の「統一」は、時と場合によって、その内容も期待される主体も異なつており、非常に多くの「統一」ビジョンが各方面から提示されていたのである。また本書では「統一」の主体について、上海和平會議の挫折以後、一般的に北京政府や廣東政府が主体として期待されなくなり連省自治運動が広範な支持を得るとしているが、本当だろうか。当時の中央政府は、確かに強力な統治機構を有していなかつたが、しかし少なくとも「國家の粹」を維持するための対外的主体として期待される面があり、たとえそれが単なる「殻」であつても、対外的「統一」の主体となる可能性を二〇年代に入つても有していた。その

上、前述の通り連省自治が広範な支持を受けていたとは考えがたいのである。本書では、数多くの「統一」構想の中での連省自治の位置づけも、北京政府を主体とする地方行政會議や国会再開運動、張紹曾や吳佩孚の盧山國是會議、上海の国民會議などに対する湖南のスタンスも明確ではない。例えば、金子肇が指摘しているように地方行政會議には湖南は参加しなかつたし、盧山國是會議にも当然無関心だった。当時の「統一」構想には限界があったが、各々の特徴もあるので、今後の個別研究が待たれる。

また連省自治そのものに対しても疑問がある。確かに、長江流域には連省自治構想を持つ省があつた。だが、まず第一に各省が常に共同歩調をとつていたわけではないし、第二に省内でも省議会と省長、督軍の間で省内に齟齬があることもあるので、「湖南」や「浙江」といった「省」を迂闊に主語にできない筈である。<sup>(11)</sup>「省」を政治的統合の単位と看做することは時にはできようが、多くの場合中央から見た「省」なるものは「省都」にしかなく、各県議会や県規模の軍事勢力に対する指導力も強くないことも多かつた。本書の根本史料『長沙大公報』は、「省都」の新聞である。筆者が拾つていた記事は、紛れもなく「省都」の動向なのではないだろうか。それは「中央から見える地方」であつて、果たして「省」レヴエルの政治と言えるだろうか。当時の北京政府の政治を分析しても「全國政治」を説明できないというのに、「省都」の政治を分析して「省政治」が明らかにできるのか、疑問である。『長沙大公報』にも省内各県に関する記事は多い。省内の中央と地方の問題などを論じて、省都の国家建設政策が省政治に如何な

る影響を与えたのか、或いは各県も各々国家建設政策を実施していったのか。今後の課題となろう。

第二に、中国の独立維持のための「國家建設」であるならば、どうして外交権が検討されないのであるか。外交権を無視したステイトはあり得ない筈である。本書では全中国レヴァルの政治的正統性の確保を可能とする手段としての機能を連省自治が有していたという指摘があるが、そういうことが目標にされたことはあるにしても、具体的に機能したことはないのである。また連省自治の説明で「交渉」という項目が省憲法に設けられたという指摘があるが、これは各省が対外交渉権を有することを意味してはいない。「交渉」とは既に清末以来各省で機能している「交渉署」の系譜に属する活動を指していると考えられる。また浙江省憲法草案などにみられる様に連省自治構造では外交権は基本的に「国政府」に属し、各々の省に関連する条約などの締結の際には各省の許可を得ることが求められる程度であつたろう。<sup>(12)</sup>だが、これらはいずれも「構想」であつて、実際ではない。では本書の分析時期の外交は如何に行われていたのか。それこそ「中国の独立を維持」するためには必要なパリ講和会議、ワシントン会議が開かれた時期である。本書ではこれらの会議に関する記述が手薄だが、その時の実際の対応は先に述べた通りである。そして、分析時期に湖南省内で起きた外交案件に関して、本書では中央研究院近代史研究所の外交檔案を補つて、当時の交渉が時には北京政府で行われていることを注記で指摘している。これは当時の国家建設（中国の統一）の重要な位置を占める筈の外交に関して、湖南に具体的な

ビジョンがなかったことを示すのではないか。湖南の国家建設が外交権について考慮しなかつたのだとすれば、それはすぐれて歴史的背景をもつ「國家建設」だということになり、論理的枠組みとしての「國家建設」の援用には限界があるのではないか。また、外交については日本でも閲覧が可能な英國の外交史料が使用されていない点が残念である。

第三は、省都の国家建設諸事業の省全体に対する影響である。建設の「試み」が提唱され或いは実行された結果、省内に如何なる影響を及ぼしたのかが問題である。公共事業に伴う利権争い等の新たな混乱が生じたのか、それとも秩序が整う方向に向かったのか。この点が明らかにならないと、分析が「試み」以前の「目的」に止まり、単なる「頑張り」指摘に止まってしまう。本書では、「試み」が「試み」に止まつた理由として軍事面からの財政難をあげているが、「試み」が省内に与えた影響を考慮すれば、建設の実行の停滞に関して別の理由が見えてくる可能性がある様に思う。近代化の阻害要因を軍事支出による財政難だけに求めるのでは、従来の中国近代化失敗論の焼き直しとなろう。また、建設事業の内容が僅か三年のうちに変化する点も、担い手と利権の問題、或いは建設事業の実行過程における問題から説明できるかもしない。

そして、連省自治運動の中国全体に対する影響も問題である。外交の分野から見ると、「自治」が実行できた省があつても「連省」には至らなかつたために、中央政府の統治力の弱体化と諸外国に受け取られ、國權回収運動の妨げとなつた。だが、連省自治

## 書評

## 一一四(二三)

諸省が外交に関して明確なビジョンをもつていれば支障はなかつたのだが、「連省」が叶わなかつた上に、各省が外交に関して明確な規定をもたず、交渉に耐えうるスタッフも揃えようとしたなかつたので、諸外国は時には公式の外交チャネルを失うこともあつたのである。こうした事象が共同管理説などに拍車をかけたことは言うまでもない。計画が如何に理想的であつても、実行経過と結果を見なければなるまい。

第四は、結局この国家建設が当時の中国全体のサンプルなのか否かという点である。確かに湖南では「中国の統一」が求められ、省都では多くの改革が計画・実行された。当時は一種の「百家争鳴」の時代であるから、様々なビジョンが提示された点は「中国政治全体の特色」と言えるであろう。しかし、湖南には湖南の事情があることも確かであり、各省が各自の事情を抱えていることも、また全省に共通して言えることである。今後、各省の政治状況に関する研究が進み、それぞれの特色が明らかになることを望む。

最後に一点、史料について、本書で使用されている『長沙大公報』であるが、これを用いて「報界」を論じる部分と、それ以外の部分では史料の価値が異なる筈であるのに、そうした区別がなされていなかつた様に思う。また電文の引用部で本文中にもわざわざ禍電などと記入しているが、これは日付を表すものなので、本文中に日付が記してあれば特記する必要はないと思われる。

以上、幾つかの疑問を列記してきたが、問題の第一は「国家建設」などの分析枠組みを利用する際に、史料用語との整合性が曖

昧であったこと、第二は湖南史を中国史という枠の中に落とす際の普遍化に限界があつたことであつた。中国史における特殊性も一般性も論じることなく、湖南に即した地域史としての「湖南史」を論じるだけではやはり不十分なのであろうか。ナショナリズムと分権化が同時に進むのは何故か、如何にして可能になつたのかという課題はまだまだ解決されないようである。

(1) 西村茂雄『中国ナショナリズムと民主主義——二〇世紀中国政治史の新たな視界』(研文出版、一九九一年)、同「二〇世紀中国を通底する『国民国家の論理』とナショナリズム・社会主義』(『歴史評論』五、一五号、一九九三年)など参照。

(2) 本書の主要分析概念である「省エリート」は、従来は「立憲派」として把握されていた集団を指し、論理的には市古宙三の郷紳革命説に示唆をうけている。だが、実際には郷紳層の一部を成するこの集団も、国家建設に関する諸改革と密接不可分で、彼ら自身が国家建設を強く志向した点、そして彼らが在地共同体レヴェルの政治とは別個の省レヴェルの存在であった点で、伝統的性格を強調する「郷紳」とは異なるとされる。本書の図式は「伝統=郷紳=在地レヴェル」「近代=省エリート=省レヴェル」というところだろう。明清の郷紳論については重田徳「郷紳の歴史的性格をめぐって——郷紳観の系譜」(同『清代社会経済史研究』岩波書店、一九七五年所収)、岸本美緒「明清時代の郷紳」(柴田三千雄他編『権威と権力』(世界史への問い7)岩波書店、一九九〇年所収)など参照。なお著者は、省エリートという用語の有効性についての内山雅生の疑問(『史学雑誌』(回顧と展望)一九八七年)には応えていない。

(3) 矢野暢編『地域研究と「発展」の論理』(講座 現代の地域研究 四) 一九九三年、弘文堂) の諸論文参照。

- (4) Cohen, P. A., *Discovering History in China: American Historical Writing on the Recent Chinese Past*, New York, 1984. P. A. ハーリー著・佐藤慎一訳『知の帝国主義』(平凡社、一九八八年) 参照。なお、ローエンは、「伝統—近代性」ペラダイムは基本的に「衝撃—反応」ペラダイムの延長上にあるとしている。本書では、「西欧の衝撃」譲を回避しようとする志向があるが、本書が西欧国家を目指す「国家建設」を分析する以上、それこそ「衝撃—反応」ペラダイムの援用である。
- (5) 民国初期の地方政府の租税收入と軍事支出に関する最近の成果として、Hans J. van de Ven, *Public Finance and the Rise of Warlordism*, 『民国研究』第一輯、一九九四年がある。
- (6) 民国十年十月六日外交部収、湖南總司令部代電一件「太平洋會議關係我國存亡主張慎選使材由」(台北中研院近史所外交部檔案、○三一三九・六一―)。だが、一方同じ連省自治派と言われてゐる浙江督軍盧永祥は趙恒惕より明確に北京政府の外交権を否定する。この点について、民國十年九月二一日外交部収、院交抄府秘書處函一件「盧永祥呈於太平洋會議事」(中研院近史所外交部檔案、○三一三九・一三一―) 参照。
- (7) ベテイム・マイキング論の中国近代史研究について、Horowitz, Richard. S. S., *State Making Theory and the Study of Modern Chinese History*, 『近代中國史研究通誌』一九期、中研院近史所、一九九五年四月を参照のこと。
- (8) 山影進『対立と共存の國際理論—国民國家体系のゆくえ』(東京大学出版会、一九九四年) 参照。
- (9) 地方分権と民権との関連は溝口雄三の指摘(レフ)などが、分権と民権を重視するのは「自治」であり、「連省」は、「集権」とは違うにし

著 評

ても「國権」を非常に重視するのではあるまいか。「連省」と「自治」は各々性格を殊にする部分があるが、本書ではしばしば「連省自治」として一括されることがある。溝口雄三「中國の民権思想」(柴田三千雄他編『國家と革命』〈世界史への問い 10〉岩波書店、一九九一年所収) 参照。

- (10) 拙稿「華盛頓會議与北京政府的籌備—以對外、統一、為中心」(『民国研究』第二輯、一九九五年) 参照。

- (11) 例えば、ワシントン會議に関して浙江督軍盧永祥が連省自治運動

の「連省」に繋がる様な太平洋委員会の組織を呼びかけるのに対し、浙江省議会は特にそれを支持せず、更に盧山國是會議や上海国民會議への出席にも消極的な姿勢を見せる。一九二一年の浙江省議会の「統一」プランへの対応については、『浙江省議会民國十年常年會議事錄』『浙江省議會民國十年常年會議決案』『浙江省議會民國十年常年会议文獻』『浙江省議會民國十年第一次臨時全體會議』(浙江省圖書館藏) を参考。

- (12) 『浙江省憲法會議議事錄』『中華民國浙江省憲法』(浙江省圖書館蔵) 参照。

**【付記】** 本研究は平成七—八年度文部省科学研究費補助金及び笠川科学研究助成金の交付を受けた成果の一部である。

(東京大学出版会 一九九四・四刊 A5 二九二頁 五九七四丁)